

(5) FAC6077 鳥島射爆撃場 (Torishima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：鳥尻郡久米島町 (字宇江城、字仲村渠)

(イ) 面積：41千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	—	—	41	—	41

(ウ) 地主数：1名

(エ) 年間賃借料：2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：—

○工作物：—

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：第18航空団第18運用群

○使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)

○使用主目的：空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

水域及び空域は、06:00時から24:00時まで継続的に使用する。

b 用途

2,000ポンドを超えないすべての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。爆発物処理が実施される。

c 通告の方法

合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その3日前までに防衛省へ通告する。

d 制限の内容

水域内は、合衆国軍隊の使用期間中その他排他的使用のため制限される。漁業のため、特に餌釣漁の最盛期において、現地で調整を行うことができる。

(ウ) 施設の現状及び任務

鳥島は久米島の北方約28キロメートルに位置し、島全体が演習場となっているほか、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の一部が管制施設として地位協定第2条第4項 (b) により、共同使用

されている。同施設での演習は、午前6時から午後2時までほとんど毎日行われている。演習の主な内容は、空対地射爆撃訓練である。

本施設は平成23年10月21日に特定防衛施設に指定されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a) : なし

b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用

○航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の一部

提供目的 : 管制施設

提供面積 : 土地約2,300㎡(管理地域、レーダー地区、ヘリポート等の一部)
建物約410㎡(隊舎等)

提供年月日 : 昭和50年9月19日(建物については昭和57年9月20日)

使用期間 : 建物については年4週間

(オ) 沿革

昭和20年 米軍の軍事占領の継続として使用開始(旧琉球射爆撃場)。

昭和26年10月17日 射爆撃場として使用。

昭和47年5月15日 琉球射爆撃場が鳥島射爆撃場として提供施設・区域となる。

昭和50年9月19日 管制施設として約3,100㎡(航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内)を追加提供(2-4-(b)提供)。

昭和53年6月30日 米軍が一時使用していた航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の花咲港部分750㎡を返還。

昭和57年9月20日 管制施設として建物約430㎡(航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内施設)を追加提供(2-4-(b)提供、年4週間使用)。

平成18年12月14日 航空自衛隊久米島分屯基地内の建物(地位協定第2条4項(b)適用)の一部約20㎡を返還。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

鳥島射爆撃場の所在する久米島町の面積は63.65平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は7,755人である。久米島町には、鳥島射爆撃場のほか久米島射爆撃場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.1パーセントである。このほか、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地と航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎があるため、防衛施設の占める割合は、0.4パーセントである。

鳥島周辺海域はすぐれた漁場であることから、漁業者が盛漁期間中、区域を最大限に利用できるよう現地段階で使用の調整を行うことが認められている。

また、周辺漁場への影響を軽減するために、実弾演習から模擬弾演習に切り替えるよう地元漁協からの要請が行われた経緯があるが、未だ実現されていない。

地元漁協等は平成18年8月、国に対し同射爆撃場の返還を要請している。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

同施設周辺では、昭和62年7月、鳥島北方を航行中のマレーシア船籍貨物船が、夜間訓練中の米海軍機F/A-18戦闘攻撃機の投下した模擬弾MLC-76を被弾、操舵室にいた甲板員が重傷を負う事故が発生したほか、平成7年9月には、嘉手納基地を発進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のAV-8攻撃機1機が、空対地模擬爆弾訓練中、鳥島付近に墜落した。

また、平成17年5月、第18航空団所属のHH-60ヘリコプターが、鳥島射爆撃場での訓練終了後、久米島町宇江城の農道に不時着する事故や、平成20年4月、鳥島射爆撃場の訓練水域外において、海兵隊所属のAV-8攻撃機から500ポンド爆弾2発が誤投下される事故が発生している。

(ウ) 劣化ウラン含有徹甲焼夷弾の誤射

平成9年2月10日、平成7年12月から翌年1月にかけて3回にわたり、鳥島射爆撃場において訓練中の海兵隊AV-8攻撃機が、合計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って使用し発射した事実が判明した。詳しくは第3章第2節5「劣化ウラン弾誤使用事件」(61頁)を参照。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。